

シ勞資ヨリ成ル工場委員会ノ協定ヲ經ルモノトス
四組合ハ不良組合員ノ行動ニ對シテ責任ヲ負フ事
五何々會社ハ出來得ル限リ従業員ヲ優遇シ組合ハ作業能率増進ニ努ムル事

工場委員会會案

- 第一條 本会ハ何々工場委員会ト称ス
- 第二條 本会事務所ヲ何々会社内ニ置ク
- 第三條 本会ハ会社ノ選任シタル委員及従業員ノ互選シタル委員ヲ以テ勞資協同ノ精神ヲ體シ相互間ノ信頼ト協力トヲ高メ進シテ当会社ノ産業ノ繁栄ヲ計リ且ツ従業員ノ人格ノ向上ト生活ノ安定ノヲメノ協定機關トス
- 第四條 本会ノ議長ハ社長又ハ社長ノ任命シタル代表者之ニ任ジ、委員ハ従業員ノ互選シタル委員 各一組合代表ハ八八大部代表ヲ加ヘル事ト同數ノ會社ヨリ選任シタル委員ヲ以テ構成ス
- 第五條 本会委員ノ任期ハ貳ケ年トス、但シ補缺委員ノ任期ハ前任者ノ残存期間トス
- 第六條 選挙人ハ会社ノ従業員ニシテ滿六才以上ニル事
- 第七條 被選挙人ハ滿二十一才以上ニシテ在職滿一ケ年以上タル者

- 第八條 本会ニ書記二名ヲ置キ書記ハ勞資ヨリ一名宛議長之ヲ任命ス
- 第九條 本會ハ毎月六月、十二月ノ二回開催ス
- 第十條 本會ハ目的達成ノ為整備委員会ヲ設ク

- (イ) 整備委員会ノ員數ハ本會議事員數ノ二分ノ一トス
- (ロ) 選出方法ハ勞資大々決定ス、但シ本會議事員中ヨリ選出ス
- (ハ) 議長ハ本會數々員之ヲ選任スルモノトス
- (ニ) 議長ハ本會數々員之ヲ選任スルモノトス
- (ホ) 委員公選者首ハ本會議事員ノ代表者ナルモノトス
- 第十一條 本会ニ上程スル重要ノ議案ハ本會議事員會ノ協議ヲ經ルモノトス
- 第十二條 本會ノ決定シタル事項ハ次則トシテ再議一時入レ事ヲ得ズ
- 第十三條 本會ニ上程スル議案ノ付ル時ハ本會社ノ議決ノ後ヨリ議案ヲ經ル者ハ二日
本勞務組合總幹事地方聯合代表者タルモノトス、且シ本會社ニ就職セザル者ト雖モ勞資ノ公認トナル者ハ此ノ限リニ非ズ
- 第十四條 本會則執行上ノ疑義決セザル時ハ議長之ヲ以テ

附則